

建設コンサルタント業務における最低制限価格の算定基準の改正について

1 趣旨

建設コンサルタント業務において、「飯田市最低制限価格制度実施要綱」の最低制限価格により、落札額の下限を定めています。

その算定基準である国の「予算決算及び会計令第85条の基準の取り扱いについて」が本年4月に改正されました。改正された基準と比較して市が低い水準にあることから国の基準に引き上げを行います。

2 最低制限価格算定基準の国との比較

【測量業務】

	1	2	3	4	設定範囲
国 (国交省基準)	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×50%		82%～60%
飯田市	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×48%		90%～70%

【建築関係の建設コンサルタント業務】

	1	2	3	4	設定範囲
国 (国交省基準)	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 ×60%	諸経費の額 ×60%	81%～60%
飯田市	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 ×60%	諸経費の額 ×60%	90%～70%

【土木・上下水道関係の建設コンサルタント業務】

	1	2	3	4	設定範囲
国 (国交省基準)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×50%	81%～60%
飯田市(上下水道関係含む)	直接原価の額	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×48%		90%～70%

【地質調査業務】

	1	2	3	4	設定範囲
国	直接調査費の額	間接調査費 ×90%	解析等調査業務費 ×80%	諸経費 ×50%	85%～2/3
飯田市	直接調査費の額	間接調査費 ×90%	解析等調査業務費 ×80%	諸経費 ×48%	90%～70%

【補償関係コンサルタント業務】

	1	2	3	4	設定範囲
国 (国交省基準)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×50%	81%～60%
飯田市	直接原価の額	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×45%		90%～70%

3 改定内容

- (1) 測量業務 諸経費の額を 48%から 50%に引き上げる。

	1	2	3	4	設定範囲
飯田市	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×50%		90%~70%

- (2) 土木・上下水道関係の建設コンサルタント業務 一般管理費等を 48%から 50%に引き上げる。

	1	2	3	4	設定範囲
飯田市(上下水道関係含む)	直接原価の額	その他原価の額×90%	一般管理費等の額×50%		90%~70%

- (3) 地質調査業務 諸経費を 48%から 50%に引き上げる。

	1	2	3	4	設定範囲
飯田市	直接調査費の額	間接調査費の額×90%	解析等調査業務費×80%	諸経費の額 ×50%	90%~70%

- (4) 補償関係コンサルタント業務 一般管理費等を 45%から 50%に引き上げる。

	1	2	3	4	設定範囲
飯田市	直接原価の額	その他原価の額×90%	一般管理費等の額×50%		90%~70%

※建築関係の建設コンサルタント業務は変更ありません。

4 適用日

令和6年7月1日以降の入札公告又は通知を行う業務から適用します。